

経営者のための やさしい企業年金教室

2020年5月29日

34 時限目：確定拠出年金法（DC）改正の行方

前回（33 時限目）、個人型 DC（iDeCo）の活用が進んでいるとお伝えしました。

また、勤務先で企業型 DC を実施している場合、iDeCo に加入するには、下記の条件があることもご説明しました。

①マッチング拠出（従業員拠出）を実施していない。

②企業型 DC 規約に、iDeCo への加入が可能と定めてある。

■ DC 規約に関わらず iDeCo への加入が可能に

この条件を緩和し、規約に定められていなくても iDeCo に加入出来るようにするマッチング拠出と iDeCo は加入者ごとの選択制にするとの改正案が国会に提出され、5 月 29 日に可決、成立しました。（2022 年 10 月施行予定）

■ 拠出限度額は企業型と個人型を合算

確定拠出年金の拠出限度額は、企業型と個人型を合わせて月額 5.5 万円と決められています。（確定給付企業年金など他の企業年金が実施されていれば半額の 2.75 万円）

その為、iDeCo に加入が出来るようにするには、iDeCo の拠出可能額の 2 万円を別途確保するために、企業型の拠出額の上限を 3.5 万円とする必要があります。（確定給付企業年金等が

実施されていれば、1.2 万円と 1.55 万円）

既に、勤続年数や役職に合わせて、事業主の拠出額の上限が月額 3.5 万円以上となっている場合には、制度を改正し、拠出額を引き下げなければならないので、新たに iDeCo への加入を可能にすることは大変に困難でした。

■ 企業型の拠出限度額を引き下げない

今回の法改正は、事業主の拠出限度額を引き下げなくても、iDeCo に加入することを可能にするというものです。しかし、企業型 DC が実施されている場合、iDeCo の拠出限度額は月額 2 万円なので上限まで拠出した場合、合計額が本来の限度額である 5.5 万円を超えてしまう可能性があります。

■ 拠出限度額をどうやって管理するのか

企業型 DC の拠出限度額は、それぞれの記録関連運営管理機関が管理しています。一方、iDeCo の拠出限度額は国民年金基金連合会が管理しています。この両者が情報を共有し、上限額を超えないようにするという計画です。

iDeCo は、月額 5.5 万円から事業主掛金を控除した残余の範囲（月額 2.0 万円以内）で拠出できるようになる見込みです。つまり、事業主掛金が 3.5 万円を超えると、iDeCo は上限の 2

経営者のための やさしい企業年金教室

万円まで拠出することは出来ません。

■ iDeCo に加入するメリットは

前回（33 時限目）ご説明した通り、iDeCo への拠出額は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、節税効果があります。また、運用時、受領時にもそれぞれ税制優遇があります。

■ デメリットはないのか

iDeCo に加入すると、

- ①金融機関により年間 2 千円から 7 千円程度の手数料が各個人に発生します。企業型 DC の手数料は、概ね事業主が支払っているのので、手数料を二重払いすることになります。
- ②企業側も毎年書類を提出する等の新たな事務作業の負担が発生します。

■ よりよい解決策は

マッチング拠出や選択制 DC（27 時限目参照）を導入し、事業主に加えて、従業員も掛金を拠出し、税制メリットを享受できるように、制度を整えてやればよいのです。

そうすれば、iDeCo の加入による事務費の二重負担や事業主の事務作業の増大を回避することが出来ます。

将来の改正に備えて、従業員と事業主がともに最大限の恩恵を受けられるよう、適切な制度設計に、今から着手することをお勧めします。

◇企業年金相談センター（NPO 法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

法改正後のイメージ図

